

**宝塚市物価高騰等対応  
小規模事業者等応援一時支援金  
申請要領**

**宝 塚 市**

## 1 概要

長引くコロナ禍において、原油価格高騰や物価高騰に伴う各種原材料費等の上昇に直面している市内事業者の事業継続支援を目的とし、売上が減少しているものの、国の事業復活支援金の対象とならない小規模事業者等に対して、一時支援金を給付するものです。

## 2 給付額

1事業者あたり、10万円

## 3 対象者

給付対象者は、以下の①～④すべての要件を満たす、原則として2021年3月1日現在、宝塚市内において本店又は主たる事務所、営業所、店舗等を設置している中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小事業者のうち、下記の表1に掲げる業種の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める従業員数の規模に該当する小規模事業者及び個人事業者です。また、個人事業者のうち、主たる収入を雑所得又は雇用契約によらない給与所得で申告している者は、原則として2021年3月1日現在、宝塚市内に住民登録を有することとします。

ただし、下記の表2に掲げる本市他部局が実施する原油価格高騰や物価高騰に伴う各種支援金等との同時申請は不可とします。

表1（要綱別表第1）

業種	常時雇用する従業員数
ア 商業（卸売業・小売業・飲食業）	5人以下
イ サービス業	5人以下
（うち、宿泊業・娯楽業・旅行業）	20人以下
ウ ア、イを除くその他全業種	20人以下

表2（要綱別表第2）

(1) 市立保育所助成金
(2) 指定保育所助成金
(3) 認定こども園等助成金
(4) 民間老人福祉施設整備助成事業
(5) 民間障害（がい）者福祉事業
(6) 民間放課後児童クラブ運営支援事業
(7) バス交通対策事業
(8) タクシー対策事業

- ① 2021年11月から2022年3月までの任意の1ヵ月の売上高に係る売上減少率が、2018年11月から2021年3月までの同月と比べて10%以上30%未満減少していること。

ただし、2021年3月2日以降に開業した者又は宝塚市内に住民登録を有する者については、2021年3月から2022年9月までの任意の1ヵ月の売上高に係る売上減少率が、当該任意月の直近3ヵ月の平均売上高と比べて10%以上30%未満減少していること。

- ② 2022年1月から6月までの任意の1ヵ月と、2021年1月から6月までの同月について、光熱費や原材料費を比較し原油価格や各種原材料価格高騰が経営に影響を及ぼしていることが確認できること。

ただし、2021年3月2日以降に開業した者又は宝塚市内に住民登録を有する者については、2022年3月から9月までの任意の月と、2021年3月から9月までの同月について、光熱費や原材料費等を比較し原油価格や各種原材料価格高騰が経営に影響を及ぼしていることが確認できること。

- ③ 国の事業復活支援金を一度も受給していないもしくは受給する予定がないこと。  
④ 本支援金給付後も、事業を継続する意思があること

ただし、下記のア～オに該当する場合は対象外となります。

ア 主たる収入が、雇用契約に基づく給与又は公的年金等の場合

イ 主たる収入を雑所得又は雇用契約によらない給与所得で申告している者のうち、被扶養者の場合

ウ 以下に該当する法人（中小企業基本法の定義に基づく）

- ・ 社会福祉法人
- ・ 医療法人
- ・ 特定非営利活動法人
- ・ 一般社団、財団法人
- ・ 公益社団、財団法人
- ・ 学校法人
- ・ 宗教法人
- ・ 農事組合法人
- ・ 農業法人（ただし、会社法の会社又は有限会社は対象）
- ・ 有限責任事業組合（LLP）
- ・ 組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合）

エ 申請者または使用人、その他の従業員もしくは構成員が宝塚市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに同条第3号に規定する暴力団密接関係者

オ 公序良俗に反する事業を営んでいる

## 4 申請方法

### (1) 受付期間

令和4年(2022年)8月1日(月)～令和4年(2022年)10月31日(月)

### (2) 申請方法

- ①新型コロナウイルス感染症予防の観点から、原則郵送での受付としますが、やむをえない事情がある場合、事務局窓口での受付を行います。
- ②レターパック又はレターパックプラスで送付ください。事務局への到達確認の連絡はご遠慮願います。
- ③提出していただいた申請書類一式はお返しできません。
- ④宝塚市物価高騰等対応小規模事業者等応援一時支援金事務局は、宝塚商工会議所へ委託しています。

送付先：〒665-0845 宝塚市栄町2丁目1番2号 ソリオ2 6階  
宝塚商工会議所「宝塚市物価高騰等対応小規模事業者等応援一時支援金事務局」宛

## 5 申請書類

下記①～⑨の各該当書類をご提出願います。なお、①～⑨以外にも事務局から適宜必要書類の提出を求められることがありますので、事務局より連絡があった際はご提出願います。

書類名	法人	個人	フリーランス
① 宝塚市物価高騰等対応小規模事業者等応援一時支援金給付申請書兼請求書(様式1)	○	○	○
② 宝塚市物価高騰等対応小規模事業者等応援一時支援金 光熱費・原材料費等に係る費用比較書(様式2)	○	○	○
③ 2021年11月～2022年3月の任意の1月に係る月別の売上に関する書類(申請者が利用する経理ソフトから抽出したデータ、売上台帳又は試算表帳簿の写し等の資料) ※2021年3月2日以降に開業した事業者等については、2021年3月～2022年9月までの基準とする任意月とその直近3ヵ月の売上に関する書類(申請者が利用する経理ソフトから抽出したデータ、売上台帳又は試算表帳簿の写し等の資料)	○	○	○

書類名	法人	個人	フリーランス
④ 2018年～2021年のいずれかの年の確定申告書類の写し等（收受印日付（e-Taxの場合は受付日付の印字又は受信通知画像の添付）があるもの） 法人：法人税確定申告書別表1-1、法人事業概況説明書、決算書 個人：所得税確定申告書第1表、青色申告の場合は青色申告決算書（2ページ目を含む）、白色申告の場合は収支内訳書	○	○	○
⑤ 2022年1月から6月までの任意の1月と2021年1月から6月までの任意の1月と同月についての、光熱費や原材料に係る単価を比較確認できる書類（任意様式） ※2021年3月2日以降に開業した事業者等については、2022年3月から9月までの任意の月と、2021年3月から9月までの同月についての、光熱費や原材料に係る単価を比較確認できる書類（任意様式）	○	○	○
⑥ 事業所の所在地を示す書類 <b>【事業所を構える申請者は必ず提出】</b> 法人：履歴事項全部証明書の写し（発行から6ヶ月以内） 個人：営業実態が確認できる書類（開業届の写し、屋号などが確認できる事業所や店舗の外観写真等、任意資料）	○	○	
⑦ 支援金振込口座の分かる申請者名義の通帳写し 金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が確認できるページ。ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関からの振込用口座番号等が記載されているページ。	○	○	○
⑧ 本人確認書類（写しをいずれか1つ） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転免許証（両面。返納している場合は運転経歴証明書で代替可）</li> <li>・ 個人番号カード（表面のみ）</li> <li>・ 写真付きの住民基本台帳カード（表面のみ）</li> <li>・ 在留カード、特別永住者証明書又は外国人登録証明書（両面。在留資格が特別永住者のものに限る）</li> <li>・ 身体障害者手帳</li> <li>・ 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（全ページ、カード式の場合は両面）</li> <li>・ 住民票＋パスポート（顔写真が掲載されているページの写し）</li> <li>・ 住民票＋各種健康保険証</li> </ul> ※住民票は6ヶ月以内に発行のもの		○	○

書類名	法人	個人	フリーランス
⑨業務委託契約のわかる書類 【フリーランスなどで、主たる収入を雑所得又は雇用契約によらない給与所得で申告している個人事業者は必ず提出】 業務委託契約書等、契約相手方発行の支払調書又は契約相手方の署名のある支払明細書、源泉徴収票、報酬等の支払いが確認できる通帳の写しのいずれか2点			○

申請書類①の宝塚市物価高騰等対応小規模事業者等応援一時支援金給付申請書兼請求書（様式1）及び②の宝塚市物価高騰等対応小規模事業者等応援一時支援金 光熱費・原材料費等に係る費用比較書（様式2）につきましては、宝塚市ホームページ（ページID：1046513で検索してください。）からダウンロードできます。  
 また、宝塚商工会議所及び宝塚市役所 2階 商工勤労課でも配布しています。

## 6 給付までの流れ

- ①申請書類を事務局が審査し、要件を満たしていれば、宝塚市より一時支援金を申請時に指定のあった口座へ振り込みます。
- ②給付が決定した際は「宝塚市物価高騰等対応小規模事業者等応援一時支援金給付決定兼確定通知書」を送付します。
- ③給付決定通知日付後、約1カ月を目途に指定口座へ振り込む予定ですが、申請が短期間に集中するなど、状況によっては給付までに相当の時間を要する場合があります。ご了承ください。
- ④審査の結果、要件に該当しない場合や不備がある場合は事務局より連絡をすることがあります。また、不給付が決定した際は「宝塚市物価高騰等対応小規模事業者等応援一時支援金不給付決定通知書」を送付します。

## 7 お問い合わせ先

宝塚市物価高騰等対応小規模事業者等応援一時支援金事務局（宝塚商工会議所内）  
 受付時間 9時～17時（土日祝・お盆期間8月11日～15日除く）  
 宝塚商工会議所一時支援金専用ダイヤル  
 電話番号：0797-91-5500